

## ギャラリー使用規約

### 【使用目的】

本規約の条件に従い、ギャラリー使用申込者に展示・販売スペースとして貸与（スポット貸し）いたします。

### 【貸与条件・遵守事項】

#### ■貸与場所について

雄康ビル2Fをお貸しします。

※ 2Fは展示・販売（即売可）スペース（2F出窓部分を含む）として使用することができます。

※ 申込者の使用できる展示スペースの位置、広さ等は、ギャラリー側が指定する範囲内とします。

※トイレは、3階事務所との共同スペースです。

#### ■使用期間・日時・使用料金・支払方法について

基本単位：5日間 70,000円（税込）

3日間 50,000円（税込）

定休日：火・第2と第4日曜日

使用時間：11時～18時（原則ギャラリースタッフ立会い）

※使用期間は連続営業日で使用して頂きます。

（ex. 第1週の5日間：土曜、日曜、月曜、水曜、木曜 等）

※使用料金は、申込時に現金でお支払いください。

※展示作品の販売を行う際は、商品の受け渡し、

お金の管理に関しては出展者様ご自身でご対応をお願い致します。

※搬出搬入の時間は別途設けておりませんので、貸出し時間内でご対応をお願い致します。

※使用は最長2週間とさせていただきます。

#### ■遵守事項について

##### ①（立入禁止部分）

雄康ビル1F部分について、ギャラリー側の許可を得ずに、申込者は立ち入らないこと。展示に訪れた顧客等も立ち入らせないようご注意ください。

##### ②（展示内容の同意）

申込者が展示・販売する商品等については、ギャラリー側の事前の承諾を得ていただきます。

なお、展示・販売を希望する商品等の性質・内容によっては、ギャラリー側が展示・販売をお断りすることがあります。

##### ③（展示業務等）

展示・販売する商品等の搬入搬出、飾り付け、値札付けその他展示販売に必要な業務（以下、「展示業務等」といいます。）は全て申込者で行っていただきます。

なお、2F展示・販売スペースへの搬入経路の関係上、展示業務等で持ち込むこと

のできるダンボール等の搬入ケースや本件商品等の大きさには限りがあるため、申込者は、必ず下見の上、展示業務等を行ってください。搬入できなくてもギャラリー側は責任を負いかねます。

彫刻、彫像等重量物に関しては、事前にギャラリー側にご相談ください。

④ (搬入・搬出・展示)

搬出搬入の時間は別途設けておりませんので、貸出し時間内でご対応をお願い致します。

申込者が搬出にあたり商品等の発送をご希望する場合、運送業者等を用いて発送することができます(発送費用は申込者負担)が、発送する商品等の材質等により運送業者等に拒否される場合がございます。また、輸送中の破損・紛失について、ギャラリー側は一切の責任を負いかねます。

なお、展示期間が終了しても申込者が商品等を搬出しない場合、ギャラリーは、申込者が権利放棄したものとみなして、廃棄・処分等することがあります。廃棄・処分等に費用を要したときは、申込者にご負担いただきますので、予めご了承ください。

⑤ (展示方法)

2Fの展示にあたっては、釘、鋸、テープ等、建物や壁、設備等に傷を付けたり、痕跡が残る形での展示・掲示方法は禁止いたします。

⑥ (善管注意義務)

申込者は、展示業務等にあたり、本件建物、備品、内装、設備並びに1F子供服店の商品を汚損したり、滅失・毀損させたりしないよう十分ご注意ください。

また、他のお客様に対して著しい迷惑行為があった場合は、展示を中止し退去して頂きます。その場合、ギャラリーは受領したスペース料を返還しませんので、予めご了承ください。

なお、申込者が運送業者その他第三者に委託して、本件商品の搬入その他展示業務をさせ、その第三者がギャラリーに損害を与えたときは、申込者にご負担いただきます。

⑦ (ゴミ・清掃)

展示が終了し、撤収する際には、展示スペースを清掃してからご退去いただきます(ギャラリースタッフが確認してからご退去ください)。

ゴミはすべてお持ち帰りください。

⑧ (飲食・喫煙)

展示スペースでは、食事・喫煙は出来ません。(お茶などはお飲み頂けます。)

**【免責事項】**

- ① 地震・風水害等、天災地変その他ギャラリーの責に帰することのできない事由が生じた場合、ギャラリーは申込者と協議して、展示・販売スペースの提供を中止することがあります。この場合の損害(当事者に帰責事由の存しない火災を含む)については、ギャラリーは一切その責任を負わないものとします。

契約期間中の展示・販売が、ギャラリーの都合により中止になった場合は、中止になった日数分のスペース料は、申込者に返却いたします。スペース料以外の損害が生じた場合は、実際に生じた直接損害の範囲（間接損害、派生損害、特別損害、逸失利益は除く）で填補しますが、その填補額の上限は5万円（スペース料含む）とします。

なお、申込者の都合で、展示・販売を中止した場合、ギャラリーは受領したスペース料を返還しませんので、予めご了承ください。

- ② 展示・販売する商品等の損害保険の付保については、申込者が必要に応じて行ってください。商品等の盗難破損等の責任については、ギャラリーは一切負いかねます。

#### 【損害賠償】

申込者の故意過失により、本件建物、備品、内装、設備その他、ギャラリーの財産に損害を生じさせた場合には、申込者は、ギャラリーに損害賠償していただきます。

なお、申込者が1 F部分の子供服店の商品を汚損したり、滅失毀損させたりした場合は、1 F子供服店から販売価格で買い取っていただきます。

平成 27 年 2 月 1 日 制定  
有限会社 雄康

〒107-0061

東京都港区北青山 3-5-19  
雄康ビル 2 階 花由美